令和8年度

介護保険施設等集団指導

―居宅療養管理指導―



令和9年4月1日より義務化される事項

(1)高齢者虐待防止の推進について①

利用者の尊厳の保持・人格の尊重の達成のために、「虐待の未然防止」「虐待等の早期発見」「虐待等への迅速かつ適切な対応」の観点から、以下の虐待防止に係る措置を講じることが義務付けられます。

Point

下記について、**令和９年４月１日より義務化されますので、**
適切に実施してください。

- 虐待の防止のための対策を検討する**委員会の定期的な開催**。
- 虐待防止のための**指針の整備**。
- 虐待防止のための**研修の定期実施（年１回以上）**
- 虐待防止を適正に実施するための**担当者の設置**

令和9年4月1日より義務化される事項

(1)高齢者虐待防止の推進について②

Point

虐待の防止のための指針には、次の項目をすべて盛り込んでください。

① 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
② 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
③ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
④ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
⑤ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
⑥ **成年後見制度の利用支援に関する事項**
⑦ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
⑧ **利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項**
⑨ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

（⑥記載例）
利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度の情報を提供し、必要に応じて行政機関等の関係窓口や身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。　など

令和9年4月1日より義務化される事項

(2)業務継続計画について

業務継続計画（BCP）＝感染症や災害時にも事業を安定・継続的に実施し、早期復旧を図るための方針・体制・手順等を定めた計画

Point

感染症や非常災害の発生時における業務継続計画を策定し、必要な措置を講じることが義務付けられました。

1 感染症・災害に係る業務継続計画の策定

・感染症の予防及びまん延防止のための指針 ▶ **一体的に策定可能**

2 研修の定期実施

・**年１回**以上の実施

・新採用時は別に研修**実施が望ましい**

・感染症のまん延防止に係る研修と一体的に実施可能

3 訓練（シミュレーション）の定期実施

・災害・感染症の区別なく、**年１回**以上の実施

・感染症予防及びまん延防止のための訓練 ▶ **一体的に実施可能**

4 定期的な業務継続計画の見直し



参考：厚生労働省「**介護施設・事業所における業務継続計画（ＢＣＰ）作成支援に関する研修**」

集団指導（居宅療養管理指導）は
以上で終了です。
ご視聴いただきありがとうございました。

